

官報

号外 昭和二十六年五月十九日

第十回参議院會議錄第四十二号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午前十一時五十分開議

議事日程 第四十一号

昭和二十六年五月十八日

午前十時開議

- 第一 最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙
- 第二 引揚同胞対策審議会設置法のの一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第三 島根県江津町の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第四 広島県安浦町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第五 広島県川尻町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第六 三重県鳥羽町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第七 島根県益田町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八 福岡県糸島郡の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九 公団職員の退職手当に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇 福岡県草野町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一 広島市の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一二 広島県福山市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三 岡山県玉島、長尾兩町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一四 岡山縣總社町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一五 岡山県片上町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一六 岡山県伊部町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一七 滋賀県長浜市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一八 靜岡縣御殿場町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第一九 靜岡縣三島市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二〇 靜岡縣修善寺町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二一 靜岡縣吉原市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二二 靜岡縣袖師町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二三 靜岡縣浜松市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二四 佐賀縣の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)

第二五 福岡縣の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二六 福岡縣飯塚市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二七 福岡縣早良郡の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二八 福岡縣甘木町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二九 福岡縣京都郡の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三〇 福岡縣築城、八津田兩村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三一 福岡縣山口村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三二 福岡縣上津荒木村外四個村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三三 山口縣右田村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三四 山口縣下関市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三五 山口縣東波村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三六 山口縣萩市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三七 山口縣和木町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三八 長崎縣有川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三九 長崎縣南松浦郡の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四〇 長崎縣富江町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四一 鹿兒島縣串木野市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四二 高知縣伊野町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四三 大分縣臼杵市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四四 岡山縣倉敷市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四五 佐賀縣伊万里町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四六 鹿兒島縣枕崎市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四七 奈良市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四八 奈良縣橿原町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四九 三重縣の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五〇 広島縣五日市町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五一 福島市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五二 兵庫縣揖西村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五三 三重縣鵜方町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五四 北海道小樽市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五五 岐阜縣那加町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五六 岡山縣琴浦町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五七 岡山縣高梁町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六一 長崎縣青方町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六二 長崎縣魚目村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六三 長崎縣北魚目村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六四 長崎縣浜ノ浦村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六五 横須賀市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六六 広島縣吳市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六七 長崎市の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)

第六八 北海道の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六九 愛媛縣西條市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七〇 神奈川縣愛川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七一 佐賀縣唐津市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七二 岐阜縣鵜沼町の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)

第七三 宮城縣松島町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七四 靜岡縣有度村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七五 靜岡縣網代町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七六 神奈川縣川尻村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七七 靜岡縣二俣町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七八 國家公務員の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七九 大分縣別府市の地域給に關する請願 (委員長報告)

官報号外 昭和二十六年五月十九日

参議院會議錄第四十二号

第八〇 奈良県五條町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第八一 奈良県宇太町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第八二 未復員者給與法の適用範
圍拡大に關する請願(五件)
(委員長報告)
第八三 海外抑留同胞救済記念切
手発行に關する請願(三件)
(委員長報告)
第八四 未復員者留守家族の生活
援護に關する請願(七件)
(委員長報告)
第八五 未復員者給與法中一部改
正に關する請願 (委員長報告)
第八六 岡山県西大寺町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第八七 岩手県釜石市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第八八 愛知県西浦町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第八九 長崎県深堀、香焼兩村の
地域給に關する請願 (委員長報告)
第九〇 奈良県初瀬町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第九一 未復員者の諸給與引上げ
に關する請願 (委員長報告)
第九二 海外抑留同胞救済等に関
する請願 (委員長報告)
第九三 未復員者留守家族の生活
援護に關する請願 (委員長報告)
第九四 海外抑留同胞引揚完了促
進に關する請願 (委員長報告)
○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。
一昨十六日衆議院から、予備審査のた

め左の議案が送附された。よつて議長
は即日これを委員会に付託した。
公営住宅法案(田中角榮君外十六名
提出) 建設委員会に付託
地方自治法の一部を改正する法律案
(野村專太郎君外四名提出) 地方行政委員会に付託
同日内閣から、予備審査のため左の議
案が送附された。よつて議長は即日こ
れを郵政委員会に付託した。
郵便法の一部を改正する法律案
同日承認することを議決した左の内閣
提出案は、即日これを衆議院に送付し
た。
地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、輸出食料品検査所の出張
所の設置に關し承認を求めるの件
同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
遺失物法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。
遺失物法の一部を改正する法律
競馬法の一部を改正する法律
同日委員長から左の報告書を提出し
た。
國際連合教育科学文化機関憲章を受
諾することについて承認を求めるの
件議決報告書
日本政府在外事務所設置法の一部を
改正する法律案可決報告書
同日議長は、檢察官適格審査会予備委
員久松定武君の議員辭職による補欠と
して同予備委員に杉山昌作君を選挙し
即日これを内閣に通知した。
去る十四日委員長から提出した左の公
聴会開会承認要求に対し議長は一昨十
六日これを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、事件の名称 警察法の一部を改
正する法律案(予備審査)
一、公聴会の問題 警察法の一部を
改正する法律案について
一、公聴会の月日 昭和二十六年五
月二十三日及び二十四日午前十時
右本委員会の議決を経て、参議院規
則第六十二條第二項により要求す
る。
昭和二十六年五月十四日
地方行政委員長 岡本 覺祐
参議院議長佐藤尚武殿
一昨十六日議長において、左の常任委
員の辭任を許可した。
法務委員 齋 武雄君
農林委員 鈴木 強平君
労働委員 三好 始君
建設委員 三輪 貞治君
予算委員 兼岩 傳一君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
法務委員 三輪 貞治君
農林委員 三好 始君
労働委員 鈴木 強平君
建設委員 齋 武雄君
予算委員 岩間 正男君
同日議長において、予備審査のため左の議
案が送附された。よつて議長は即日こ
れを委員会に付託した。
商法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律
案 法務委員会に付託
硫酸アンモニア増産及配給統制法を
廃止する法律案 通商産業委員会に付託
生活保護法の一部を改正する法律案
兒童福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案 厚生委員会に付託
検疫法案 同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを委員会に付託
した。
建築士法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託
地方自治法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律案 民事調停法案 法務委員会に付託
同日議員から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを大蔵委員会に付
託した。
証券投資信託法案(山本米治君外八
名発議)
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを委員会に付託し
た。
地方公務員法の制定に伴う関係法律
の整理に関する法律案 地方行政委員会に付託
船主相互保險組合法の一部を改正す
る法律案 大蔵委員会に付託
外国保險事業者に關する法律の一部
を改正する法律案 保險業法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の本院提出案が同付
された。
港灣運送事業法案 同日委員長から左の報告書を提出し
た。
人事委員会請願審査報告書第五号同
特別報告第五号
人事委員会陳情審査報告書第五号同
特別報告第五号
在外同胞引揚問題に關する特別委員
会請願審査報告書第一号同特別報告
第一号

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

国家公務員災害補償法案修正議決報告書

同日人事院総裁浅井清君から佐藤議長宛、一般職の職員の給与に関する法律第二條第六号及び国家公務員法第二十三條の規定に基き、一般職の職員の勤務地手当の支給地域の区分に関する法律制定に関する意見を受領した。同日公職選挙法改正に関する特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

委員長 堀 末治君

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

昨十七日、皇太后陛下が崩御あらせられました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。議長は、議院を代表して、昨夕皇居に参内し、又大宮御所に参入して御弔問を申上げました。

右御報告申上げます。

○議長(佐藤尚武君) この際、お諮りして決定したいことがございます。

労働委員長から、労働省肺療養所を視察して、労働災害対策の実情を調査し、労働行政の実情に関する調査に資するため、栃木県に赤松常子君、一松政二君を本月二十日より二日間の日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら二名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙。

鈴木文四郎君の死亡により欠員中の最高裁判所裁判官国民審査管理委員の補欠選挙を行います。

○高橋道男君 只今の最高裁判所裁判官国民審査管理委員の補欠選挙につきましては、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○木村守江君 私は只今の高橋君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 高橋君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は最高裁判所裁判官国民審査管理委員に飯島通次郎君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会法第三十九條の但書の規定による国会の議決に関する件(広島地方専売公社調停委員会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本月十日、内閣総理大臣から、広島地方専売公社調停委員会委員に衆議院議員中原健次君を委嘱することについて、本院の議決を求めて参りました。衆議院議員中原健次君が広島地方専売公社調停委員会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て内閣総理大臣の申出の通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告いたします。

〔佐藤参事朗読〕

本日議員中村正雄君外五名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條の二但書中「二百円」を「五百円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中村正雄君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本案につきましては中村正雄君外五名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。中村正雄君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。

昭和二十六年五月十八日

發議者

中村 正雄 鈴木 恭一

鈴木 直人 鈴木 清一

矢嶋 三義 大隈 信幸

参議院議長佐藤尚武殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を改正する法律案

八十号)の一部を次のように改正する。

第八條の二但書中「二百円」を「五百円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

〔中村正雄君登壇、拍手〕

○中村正雄君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表いたしまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、先般行われました国会議員の歳費及び諸手当の引上げに相応いたしました。各議院の役員等の受ける議会議費日額二百円を五百円に改めようとするものであります。本案につきましては、事前に議院運営委員会におきまして慎重な検討を遂げました上、各派の共同提案としてこのたび発議いたしました次第でございます。以上簡単に申し上げますが、御説明申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国家公務員災害補償法案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。委員会修正案は印刷配付が間に合いませんので参事に朗読いたさせます。

〔海保参事朗読〕

附則第一項中「昭和二十六年四月一日を昭和二十六年七月一日」に改め、附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

○議長(佐藤尚武君) 先ず委員長長の報告を求めます。人事委員長木下源吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国家公務員災害補償法案

右国会に提出する。

昭和二十六年三月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

国家公務員災害補償法案

国家公務員災害補償法

目次

第一章 総則(第一條―第八條)

第二章 補償及び福祉施設(第九條―第二十三條)

第三章 審査(第二十四條―第二十五條)

第四章 雑則(第二十六條―第三十四條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十三條から第九十五條までの規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する職員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定する船員である職員、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、發疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)を迅速且つ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

2 この法律の規定が国家公務員法の規定と抵触する場合、は、国家公務員法の規定が優先する。

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任すること。

二 この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 次條の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四 次條の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を要求すること。

五 第二十一條の補給金の支給並びに第二十二條の福祉施設の設置及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六 第二十四條の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

七 その他この法律に定める権限及び責務

第三條 人事院及び人事院が指定する国の機関(以下「実施機関」という。)は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責に任ずる。

2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。

3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行った場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(平均給與額)

第四條 この法律で「平均給與額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に採用された職員については、その採用され

た日までの間)にその職員に対して支拂われた給與の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一 給與の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定められた場合においては、その期間中に支拂われた給與の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給與の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定められた場合においては、その部分の給與の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給與の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 前項の給與は、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(同法第二十二條第一項及び第二項の職員並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の役員を除く。)にあつては、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く)、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし(但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる)、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給與とする。

3 第一項に規定する期間中に、左

の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給與は、同項の期間及び給與の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給與額が控除して計算した平均給與額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 国の責に帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日

4 前三項の規定により平均給與額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給與額が著しく公正を欠く場合における平均給與額の計算については、人事院規則で定める。

5 前四項の規定によつて計算した平均給與額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額を平均給與額とする。

(損害賠償の免責)

第五條 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)又は民法(明

の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給與は、同項の期間及び給與の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給與額が控除して計算した平均給與額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 国の責に帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日

4 前三項の規定により平均給與額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給與額が著しく公正を欠く場合における平均給與額の計算については、人事院規則で定める。

5 前四項の規定によつて計算した平均給與額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額を平均給與額とする。

(損害賠償の免責)

第五條 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)又は民法(明

治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)
第六條 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)
第七條 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第八條 職員が公務上の災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章 補償及び福祉施設
(補償の種類)
第九條 補償の種類は、左に掲げるものとする。

一 療養補償
二 休業補償
三 障害補償
四 遺族補償
五 葬祭補償
六 打切補償
(療養補償)
第十條 職員が公務上負傷し、又は

疾病にかかつた場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

第十一條 前條の規定による療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への收容
五 看護
六 移送
(休業補償)
第十二條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合においては、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)
第十三條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なかつたとき別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

3 左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級上位の等級
三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の三級上位の等級
4 前項の規定による障害補償の金額は、各々の身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5 既に身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合においては、その障害補償の金額から、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

(休業補償及び障害補償の例外)
第十四條 職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。

(遺族補償)
第十五條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給与額の千日分に相当する金額を支給する。

第十六條 前條に規定する職員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。
一 配偶者(婚姻の届出をしない

が、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)。
二 子、父母、孫及び祖父母で、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの。
三 前二号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの。
2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
3 職員が遺言又はその者の所属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、第一項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十七條 遺族補償を受けるべき同順位者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭補償)
第十八條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

(打切補償)
第十九條 第十條の規定によつて補償を受ける職員が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、平均給与額の千二百日分に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、その後におけるこの法律の規定による補償は行わない。

(補償の分割)
第二十條 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十三條又は第十五條の規定による補償として、同條の規定にかかわらず平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができ。

(補具の支給)
第二十一條 国は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補具を支給することができる。

(福祉施設)
第二十二條 人事院及び実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な左の施設をするように努めなければならない。
一 外科後処置に關する施設

二 休養又は療養に関する施設

三 職業再教育に関する施設
四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

(労働基準法等との関係)

第二十三條 この法律に定める補償の実施については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による災害補償の実施との間におけるつり合を失わないように十分考慮しなければならない。

第三章 審査

(審査)

第二十四條 実施機関の行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査の請求をすることができ

る。
2 前項の請求があつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第二十五條 人事院は、前條第二項の規定により判定を行う場合には、従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならない。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十六條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があるとき、補償を受けようとする者又はその関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十七條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があるとき、その職員に、公務上の災害を受けた職員の勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(時効)

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行わなるときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けべき者が、この期間経過後その

補償を請求した場合において、実施機関が第八條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかったことを立証できない場合には、この限りでない。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第三十二條 実施機関の長又は補償を受けようとする者は、職員が戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができ

(予算の計上)

第三十三條 補償、第二十二條の補装具の支給及び第二十二條の施設に要する経費は、公務上の災害に関する人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならない。

(罰則)

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

(経過規定)
2 職員に係る補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に關する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給與のうち補償に相当するものの支給について異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができ

る。
3 前項の審査については、第二十四條から第二十七條までの規定を準用する。

4 恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

(法令の改廃)
恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十

四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による障害補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十一條中「労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十二條中「労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による障害補償若しくは遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

5 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項但書中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條」に、「労働基準法第八十二條」を「国家公務員災害補償法第二十條、労働基準法第八十二條」に改める。

第三十八條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條」に改める。

第四十四條但書中「労働基準法第七十九條」を「国家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條」に、「労働基準法第八十二條」を「国家公務員災害補償法第二十條若ハ労働基準法第八十二條」に改める。

第四十七條中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條」に改める。

6. 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

律第 号) 第一條に規定する職員に係る第七十五條から第八十八條までの規定に改める。

第二項中「大蔵大臣」を「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣」に改める。

7. 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

8. 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

9. 地方税法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」に改める。

第六百七十二條第五号中「労働基準法」を「国家公務員災害補償法、労働基準法」に改める。

10. 左に掲げる法令は、廃止する。

伝染病予防救済に從事する者の手当金に関する件(明治三十三年法律第三十号)

官吏療治料給與の件(明治二十五年勅令第八十号)

伝染病予防救済に從事する者の

療治料に関する件(明治三十三年勅令第四百一十一号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令(明治三十四年勅令第四百四十九号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令(明治三十四年勅令第四百四十九号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令(明治三十四年勅令第四百四十九号)

消防機關士補に準用するの件(明治四十三年勅令第二百六十六号)

運輸部内職員の療養に関する件(大正三年勅令第五百五号)

婦人扶助令(大正七年勅令第三百八十二号)

雇員扶助令(昭和三年勅令第九号)

供給労働者扶助令(昭和七年勅令第二号)

航空勤務者一時賜金令(昭和十三年勅令第五百六十四号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令(副署長に準用するの件(昭和十五年勅令第八百七十号)

航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令(昭和十七年勅令第五百九十七号)

特殊試験従事者一時賜金令(昭和二十年勅令第二百六十五号)

特殊試験従事者保護賜金令(昭和二十年勅令第二百六十六号)

伝染病予防救済に從事し為に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件(明治十九年勅令第二十三号)

別表第一

等級	日数	身体障害
第一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を喪失したもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢を用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢を用を全廃したもの
第二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を喪失したもの

等級	日数	身体障害
第四級	九二〇	一 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 三 両手の手指の全部を失つたもの 四 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 五 そしやく及び言語の機能を著しい障害を残すもの 六 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 七 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 八 一上肢を用を全廃したもの 九 両手の手指の全部を用を失つたもの 十 両足をリストラフン関節以上で失つたもの
第五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一上肢を用を全廃したもの 四 一上肢を用を全廃したもの 五 一上肢を用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの

第六級 六七〇 - 一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの - 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの - 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大音を解することができないもの - 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの - 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの - 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの - 七 一手の五指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの	第七級 五六〇 - 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの - 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの - 三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの - 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの - 五 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの - 六 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの - 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの - 八 両足の足指の全部の用を廃したもの - 九 女子の外はうに著しい醜状を残すもの - 一〇 両側のこう丸を失つたもの	第八級 四五〇 - 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの - 二 せき柱に運動障害を残すもの - 三 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの - 四 一手の母指を含み二の手指を失つたもの - 五 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの - 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの - 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの - 八 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの - 九 一上肢に仮関節を残すもの - 一〇 一上肢に仮関節を残すもの - 一一 一足の足指の全部を失つたもの - 一二 一足の足指の全部を失つたもの
第九級 三五〇 - 一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの - 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの - 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの - 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの - 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの - 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの - 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの - 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの - 九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの - 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの - 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの - 一二 生殖器に著しい障害を残すもの	第一〇級 二七〇 - 一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの - 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの - 三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの - 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳かくに接しなければ大音を解することができないもの - 五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの - 六 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの - 七 一上肢を三センチメートル以上短縮したもの - 八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの - 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの - 一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	第一二級 二〇〇 - 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの - 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの - 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの - 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの - 五 せき柱に奇形を残すもの - 六 一手の中指又は薬指を失つたもの - 七 一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの - 八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの - 九 胸腹部臓器に障害を残すもの

第二級	第一級
一四〇	九〇
一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に對し齒科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手の中指又は薬指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの 一四 女子の外ばうに醜状を残すもの	一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭小又は視野變状を残すもの 三 两眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 四 一手の小指を失つたもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の二又は三の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第三の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
五〇	
一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三歯以上に對し齒科補てつを加えたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大ききの醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大ききの醜いあとを残すもの 五 一手の小指の用を廃したもの 六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の二又は三の足指の用を廃したもの	

備考

九 局部に神経症状を残すもの
一〇 男子の外ばうに醜状を残すもの

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、正視力について測定する。
二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
三 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

別表第二

種別	等級	級	日数
遺族補償	第一級	第一級	二四〇
	第二級	第二級	二一三
	第三級	第三級	一八八
	第四級	第四級	一六四
	第五級	第五級	一四二
	第六級	第六級	一二〇
	第七級	第七級	一〇〇
	第八級	第八級	八〇
	第九級	第九級	六三
	第十級	第十級	四八
	第十一級	第十一級	三六
	第十二級	第十二級	二五
	第十三級	第十三級	一六
	第十四級	第十四級	九
	第十五級	第十五級	一八〇

〔木下源吉君登壇、拍手〕

○木下源吉君 只今議題となりました国家公務員災害補償法案に關しまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

先ずこの法律案の提案の理由について申し上げます。国家公務員の公務上の災害に対する補償制度につきましては、従来公務員の身分、職種等により、それ／＼異なる法令によつて行われていたのですが、労働基準法の施行のときから、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に關する法律によつて、これらの法令による給與を労働基準法に規定された災害補償の基準にまで増額して実施して来たのであります。併しながらこの措置は暫定的なものであり、実施上不備の点も多く、なお又国家公務員法においては、人事院が成るべく速かに国家公務員の災害補償制度を研究してその成果を国会及び内閣に提出すべき旨を定めておりますが、この規定により人事院より具体的意見の申出があり、これに基いて政府より法律案として提出せられたものであります。

以上がこの法律案の主たる内容であります。適用範囲は一般職の国家公務員であります。第二の点は、労働基準法、労働者災害補償保険法との適合性を保とうとして、第三の点は、補償の実施に關して異議のある者は人事院の審査を請求できるものと、人事院がその審査に當ることとして、補償を受ける者の利益の保全を図らうとして、この法律案の主たる内容であります。

以上がこの法律案の主たる内容であります。適用範囲は一般職の国家公務員であります。第二の点は、労働基準法、労働者災害補償保険法との適合性を保とうとして、第三の点は、補償の実施に關して異議のある者は人事院の審査を請求できるものと、人事院がその審査に當ることとして、補償を受ける者の利益の保全を図らうとして、この法律案の主たる内容であります。

本法法律案は三月二日内閣より提出せられ、参議院先議として、同日、本委員会に付託せられたのであります。委員会に付託されましたのは、本法法律案と恩給法、国家公務員共済組合法等諸法令との關係、民間企業及び公共企業体における災害補償制度との關係、その他諸般の問題の重要性に鑑み、委員会における審議に慎重を期するは言うまでもなく、参考人より意見を聴取し、法律案の内容に關して詳細に検討を行なつて参つたのであります。

次に審議の経過についての御報告であります。その詳細は速記録に關することといたしまして、問題となつた主な点のみを申し上げます。先ず第一点といたしましては、本法

律案と恩給制度との關連についての問題であります。即ち本法法律案は、補償の内容、方法等について恩給制度と密接な關係を有するものであるから、近く予想せられる新恩給法の提案を待つて、これと並行して審議検討を行う必要があるのではないかと、この質問であります。これに對し政府側としても本法法律案が恩給制度と密接な關係のあることを認め、新恩給法においては公務員の特殊性に對するものとして補償の年金制度の確立を図るなどの必要の措置を講ずる考えであるが、この際一応暫定的な方法として先ず本法法律案を提出した旨答弁がありました。次に第二点といたしましては、本法法律案と労働基準法との適合性の問題であります。本法法律案による公務員の災害補償額と労働基準法に基く一般の民間企業における補償額とが果して実質的に適合のとれたものと言えるかどうかという問題であります。これについては、労働基準法は最低基準を定めたものであつて、單に補償額を規定する本法法律案とは立法の趣旨が異なるものである。然るにもかかわらず本法法律案の補償額を労働基準法に定めた最低基準の額と同一に定めていることは、公務員を不当に拘束し、不利益な取扱を與えることとなるのではないかと、この質問があり、又民間企業においては団体交渉によりこの最低基準を上廻る補償を行なつている場合が少くないが、

これらの実情より見ても、団体交渉権さえ與えられていない公務員の場合、本法法律案に定められた補償が民間企業と適合のとれたものと言えるかどうか等の質問がありました。これに對して政府側より、本法法律案における補償は使用者の行う損害賠償であるという観点に立つものであつて、民間企業における場合と公務員の場合とを特に區別して考える措置はとらず、公務員の特殊性に應ずるそれ以上の点については別に新恩給制度によつて考慮して行きたいとの答弁がありました。第三の問題は公務上の疾病の問題であり、特に結核性疾患を公務によるものと認めるか否かについてであります。これに關しては従來の取扱では特殊の場合を除いては結核性疾患を公務によるものと認めていない実情にあるが、勤務條件、衛生施設の不備等の原因により罹病している場合が多い現状から見て、これは当然公務によるものと認定すべきではないか。又、従來のいきさつに因われないことなく、公務員から結核を一掃するといふ新たな観点に立つて、極めて特定の不衛生その他の場合を除いて、結核性疾患を原則として公務災害と認める考えはないか。又、公務による疾病の認定の基準は何によつて定められるのであるか等の質問がありました。これに對して、結核性疾患であつても、公務と因果關係のあるものについては、当然公務上の

疾病として、補償の対象になると考えている。公務上の疾病の認定は極めて困難であるが、本法案が使用者の損害賠償の原則に基く以上、何としても何らかの形で一線を画するほかはない。結核が公務と認定されるか否かは重大な問題と考えられるが、このためには、たゞ／＼健康診断等により、できる限り公務によるか否かの判定に關し合理的な結論を得るよう努力する。疾病に關しても、労働基準法の施行規則に基く分類等の従前の例に倣い、今後検討を加えて具体的に人事院規則で定める等の措置をとり、認定基準を明らかにしたいという答弁がありました。次に本法法律案の適用範囲が一般職公務員に限られていることに關して、特別職については近々將來に單行法を提案する予定である旨の答弁がありました。以上が委員会における質疑の大要であります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、加藤委員より、本法法律案の附則中、第一項の施行期日が昭和二十六年四月一日とあるを昭和二十六年七月一日と改め、又、第四項は先の恩給法の一部改正により修正する必要が生じたので、これを削除する趣旨の修正案が提案せられ、修正部分を除く原案について賛成の討論があり、千葉委員、重盛委員より、本法法律案は従來の法令の矯正に過ぎず、而も労働基準法の最低基準の線に抑え付けるもの

疾病として、補償の対象になると考えている。公務上の疾病の認定は極めて困難であるが、本法案が使用者の損害賠償の原則に基く以上、何としても何らかの形で一線を画するほかはない。結核が公務と認定されるか否かは重大な問題と考えられるが、このためには、たゞ／＼健康診断等により、できる限り公務によるか否かの判定に關し合理的な結論を得るよう努力する。疾病に關しても、労働基準法の施行規則に基く分類等の従前の例に倣い、今後検討を加えて具体的に人事院規則で定める等の措置をとり、認定基準を明らかにしたいという答弁がありました。次に本法法律案の適用範囲が一般職公務員に限られていることに關して、特別職については近々將來に單行法を提案する予定である旨の答弁がありました。以上が委員会における質疑の大要であります。

であること、本法草案は新恩給法制定に至るまでの暫定的な措置であり、特に制定を急ぐ必要は認められないこと、最も大きな問題である結核性疾患については原則として公務災害として認定すべきであり、公務上の疾病の範囲を明確に定めるべきであること、平均給與額の計算方法に關し明確を欠く等の理由により、それ／＼反対の討論を行い、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く政府原案については、いずれも多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。重藤治君。

〔重藤治君登壇、拍手〕

○重藤治君 只今上程されました国家公務員災害補償法案の内容に對しまして、社会党を代表して反対を表明いたします。

本案は労働基準法と均衡をとること或いは民間給与との調整を図ることを主眼としておりますが、労働基準法は最低額の補償を義務付けておるものであります。本法案は補償金額を法定するものであつて、基準法とは法律の建前が異なつておる。従つて基準法の最低額を本法に定めたことによつて最も劣悪なる法文が制定せられるということでもあります。民間労働組合としては団体交渉或いは労働協約等によつて

おおむね基準法以上のものを支給しておるからであります。

本法案は新恩給法の制定を控えてそれまでの暫定措置であるということ、政府側の説明にもあるところだが、実質的に條件のよくなるものでもなく、この法案の内容程度の措置でありますならば本法案の制定がなくとも完全に行われるのであつて、拙速にかかる法案を制定する必要は毫末もないのであります。特に重要法案の制定に當つて、人事常任委員の意見或いは参考人の意見を容れることのでき得ないといふことがときは民主的政治の逆行であり、断乎として反対表明をするものであります。例を挙げるならば、警察官などは、その職務の立場から、凶賊逮捕に當つて凶器による反抗を受けても避けることはできず災害を受けるというやうなものを、一般と同一扱いにしておるというやうな形式的な内容であります。新恩給法が極めて近くできるならば、この制定を待つて、これとの関連の上、万般の意見を考慮して制定しても遅くはないのであります。更に公務災害補償について、負傷疾病が公務上のものか否かの認定が最も重要なポイントであるにもかかわらず、それについての公正な権威ある認定機関が考慮されていないこととであります。従つてこれを明確にし、当然これには組合代表或いは健康保険労働者代表を立会わすべきである

にもかかわらず、本法案にこの点が明示されておられません。

公務上の疾病として最も大きな問題である結核疾患に關しては、政府側の解釈は、結核病棟等に勤務する者に対して重点を置き、その他の者は輕視いたしておりますが、現実には勤務作業の特異性或いは過労等が原因となつて結核患者となる者が殆んど全部であります。従つて如何なる職に就く者も結核患者は原則として公務上の疾病と明らかに定むべきであります。この点が不明確である。

次に平均給與額の計算の場合、ペーヌ改訂或いは進級格付等を人事院規則で定めることになつておるが、補償の金額を決定する平均給與額は最も重要な要素であつて、これは法律に明らかに定めるべきであるにもかかわらず、人事院が恩惠的に決定するがごときことと對しましては賛成でき得ないのであります。私は本法案が衆議院よりも先議であるという特異性に鑑みて、ここで参議院としては高度なる見地に立つて、曾つては不治の病とされ、而も世界一の結核患者の保有国であるといふ惡名解消のために、ただに公務員の災害補償問題としての取扱にとどめることではなく、国家全体の立場に立つて悲惨なる患者の撲滅を図るべきだと存じます。そのためには、進歩せる医学を国家経費によつて負担し、完全治療と事前処置の完璧を期さなければ

ならんと存じます。御承知のように、今日各省各庁の採用試験において一番重点を置かれるものは結核の有無でありまして、嚴格なる認定の下に採用されるのであり、これが就職の一大難関とされております故に、採用以後の発病は全部公務災害とし、特にこの点については人事院の權威のみに委ねることなく、労働省、厚生省等とも連絡の上、国内重要問題として処理することを希望いたします。

かかる重要議案の審議に當り、我々は人事委員会に政府代表の出席を求め、昨日十八時三十分まで待機せるも遂に出席をなさず、このことは明らかに、委員会の輕視であり、政府の怠慢であります。(ノー／＼「そうだ／＼」と呼ぶ者あり) 従つてこの際政府の大反省を要望して、私の反対意見を終ります。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は労働党を代表いたしまして、只今上程になりました国家公務員災害補償法案に反対をするものであります。

反対いたします第一の理由は、本法案をつぶさに検討いたしました結果によりまして、單なる従来の關係諸法令の改廃統合に過ぎない。従つて先ほどの委員長報告にもありました通り、労働基準法の域から一歩も出てお

らない立法がなされようとしておることとでございます。申上げるまでもなく、労働基準法の場合におきましては、一般の労働者諸君は、その保有する爭議権或いは団体交渉権を行使して、常に労働基準法の最低の線よりも適かに有利な條件を約束されているのが現状でございます。然るに公務員の場合には、御承知の通りに爭議権もなければ団体交渉権すらも抹殺されておるといふ現状の中で、労働基準法における最低の立法がなされるということになりましたならば、これは明らかに公務員諸君の重大な不利益が生ずるところといふことは何人も否定できないところでございます。而もこれらの災害補償法の關係におきましては、公務員法第九十五條によりまして、人事院當局としては、当然公務員諸君の利益を擁護する立場から災害補償に關する総合調整の研究がなされなければならないにかかわらず、單なる従来の諸法令の改廃統合に終始して能事終れりとするがごときこの人事院の態度に對しては、公務員諸君の莫大なる、必死なる要望を考へて見ましても、我々としてはかかる人事院の一方的な、むしろ行政機關の一つにしか過ぎないやうな、こ

ういふ立法の態度に對して、私はその根本の考え方に先ず不満の意を表明せざるを得ないのでございます。更に第二の反対の理由といたしましては、この法案を採るに、災害に對

する認定、公務による災害であるかといふことの認定或いは又その実施の遅延滞滞といふ條件から、従来の公務災害の補償なるものが、實際上公務の障害であるにもかかわらず、多くの場合、只今申上げたような條件から常に共済に肩替りされておる。認定がむずかしいとか、或いは實際上その仕事の取運びが非常に遅れるといふことの立場から、いつそのこと、もう共済で処理してしまふ。こういう事態が非常に多かつたために、公傷として処理すべき問題が共済の負担に転嫁せられておる。現在の共済組合の赤字の大半といふものは、その事情の中からも明白に出て来ておることは、これは諸種の数字によつても明らかなこととていいます。こういう状態に対して、今次補償法案におきましては、これらの状態を救済する考え方といふものが殆んど、どこにも見当たらない。全然その問題については考慮を拂つておらないのでございませう。而も本法案の第三條第四項によりますれば、この法律の精神なり、この法律の條文なり、或いは又この法律によつて人事院が作るなどの人事院規則或いは人事院指令等に明らかに違反した場合といへども、その実施機関の責任に対しては、單に人事院から是正を命ずることができ、是正するように入事院から指示することができ、こういう誠に珍妙な法律なのでございませう。災害補償に対する実施の責

任者、実施機関の怠りに対して、或いは又もつと甚だしき法律の違反に対して、も何らの罰則を設けることをしないで、單にこの法律の違反に対して人事院が是正を指示することができるといふのがとき立法は、少なくともこの立法のやり方といふものはどこまでも一方的であつて、公務員諸君の権利や利益を一方において抑圧しながら、実施機関や政府の立場だけを一方的に擁護するかのとき印象を與えることは、何人も否定できないところでございませう。更に反対いたします第三の理由といひましては、重慶委員も申されまして、たゞしに、本法案において十分問題にしなればならないところの結核に對する公傷可否かの問題であります。私もこの法律の審議過程において、政府に対していろいろと質疑いたしましたときに、先ず政府のほうから次のような答弁がございました。結核に對しては公傷可否かの認定が非常に困難である。併し人事院としては、国立病院等における結核病棟の職員に對しては、その結核菌の感染を受けるという立場からこれを公傷と認めるという考え方を持っておる。併し私どもの人事委員会における熱心なる質疑と研究の結果、最後に人事院当局から答弁いたしましたことは、單に結核病棟の勤務職員のみに限らず、有害と認められる職種に對しては、結核発病の場合に公傷の認定の範圍を拡げたい。ただ併し

そのことは現在まだ研究中である。私どもは委員会におけるいろいろの調査研究の結果によりまして、次のような事実に至りましたのでございませう。御承知の通り電氣通信省關係の職員は、大よそ全国に十三万人といふ多數を數えておりますが、この電氣通信省の十三万人の職員のうちの九・九七％、つまり一割に近い職員諸君が結核に罹病しているといふ事実でございませう。こういう状態を考えますならば、單に有害職種に對して檢討を今後加えるといふようなかかる迂遠な態度を以てしては、少くとも公務員諸君の利益は決して擁護されないでございませう。従つて私もこの結核の問題に對しましては、十分委員会において慎重に審議をし、少くとも具体的に明確なる結論と解釈とを持たなければならぬ、かように考えまして、参議院が先議であるという立場から、十分これらの問題に對して明快なる結論を出すべく努力をしたのでありますけれども、遺憾ながら與黨の諸君が相も愛らず多數にものを言わせて、緑風会の諸君を抱き込んで、突如として審議打ちりの動議を提出したのでございませう。(明快なる結論だぞ)と云ふ者あり、拍手(徒いま我が庶幾いたしました公務員諸君の安心して仕事をできるような公務災害補償をやらずに、中途半端な形において、少くとも結核に關する限り、最も

重大な問題であるところの結核の問題に關する限り、自由黨の責任においてこのことが非常に不明確な状態に押し付けられてしまつたことを甚だ遺憾に存するものでございませう。以上私は本法案に對して三つの点から反對をいたすものでございませう。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 日程第二、引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に關する特別委員長千田正君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月三十日
衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿
引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律
引揚同胞対策審議會設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第七條中「施行の後三年を」施行の後四年」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔千田正君登壇、拍手〕
○千田正君 只今議題となりました引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。
引揚同胞対策審議會は、第二回国会において議決されました引揚同胞対策に關する決議に基づきまして、法律第二百十二号を以て昭和二十三年八月から一年間を限つて總理府に設置され、在外同胞の引揚問題に關する諸問題につきまして民間の陳情を審議し、且つ実情を調査し、以て引揚同胞対策を考究いたしました。その結果を内閣總理大臣に報告して参つたのであります。併しながら御承知のようにこの在外同胞の引揚の問題は未だ解決を見ず、従い

ましてこの設置法も爾来三回の改正を重ねて参つて今日に及んだ次第でございます。今回の改正は四度目でございます。在外同胞の引揚問題は目下国際連合において取上げられておりまして、且つ引揚者の援護の面も十分でない現状でありますので、この法の有効期間を更に一年間延長いたしました。これらの懸案を解決する必要が生じた次第であります。これがこの法律案が提出されました理由でございます。

委員会におきましては、先ず発議者から提案理由の説明を聴取いたしました。質疑を行いました後、別段討議もなく、採決の結果は、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第三より第八十一までの諸議及び日程第八十六より第九十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吾君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 只今議題となりました請願八十三件、陳情五件に關しまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず請願第四百五十三号は、公団職員の退職手当に關する請願でありまして、先に解散せられた四公団の退職手当の率と現行法による存続公団の退職手当の率との間に不均衡があるから適當に是正されたいとの趣旨でありまして、政府をして積極的な考慮を講ぜしめることが妥當であると認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決しました。

次に地域給に關する請願八十二件、陳情五件に關してありますが、この地域給に關する請願、陳情は、本国会になりましてよりすでに御報告申し上げましたもののみでも、請願三百七十七件、陳情十六件の数多くに上り、全国的な広範囲に亘り、非常に熱心に提出せられている実情であります。本委員会におきましては、支給地域区分に關する法律の立案審議に當り、でき得る限り正確な結論を導くための一環として、これらの請願、陳情の趣旨、要

望を重んじ、深く検討すると共に、慎重な審議を行なつていけるものであります。さて今回御報告申上げる地域給に關する請願、陳情を都道府県別にして順次申し上げます。先ず請願第五百八十七号及び六百二十七号は、それぞれ北海道の小樽市並びに北海道一円についての請願であります。請願第五百七十三号、千六百六十号はそれぞれ東北地方における福島市及び宮城県松島町からのものであります。次に關東地方からの請願でございますが、請願第六百六十六号、千六百二十四号、千六百四十七号、千六百七十七号は、それぞれ埼玉県一円並びに横須賀市及び神奈川県愛川町、川尻村のものであります。次に中部地方からの請願でありますが、請願第四百七十六号から千四百八十一号まで、及び千六百六十一号、千六百六十二号、千六百八十号は、静岡県内からのものであります。それ〴〵御殿場町、三島市、修善寺町、吉原市、袖師町、浜松市及び有度村、網代町、二俣町の請願でございます。次に請願第六百六十九号、千五百九十五号、千六百五十七号、千六百七十六号はそれぞれ名古屋市長津市及び岐阜県内の那加町、鷺沼町(これは二件でございます)からの請願であります。次に近畿地方からの請願でございますが、請願第四百四十五号、千五百六十五号、千五百八十六号は、それぞれ三重県一の鳥羽町、鷺方町及び三重県一円

に關する請願であり、請願第四百七十五号、千五百七十四号及び千五百四十号、千五百四十五号、千七百十二号、千七百二十二号は、それぞれ滋賀県の長浜市、兵庫県の榎西村及び奈良県内の奈良市、榛原町、五條町、宇太町のものであります。次に中国地方からの請願でありますが、請願第四百四十号、千四百四十一号、千四百六十九号、千四百七十号、千五百六十八号、千六百七十七号、千六百二十五号は、広島県内におけるそれ〴〵安浦町、川尻町、広島市、福山市、五日市町、安登村及び呉市よりの請願であり、請願第四百七十一号から千四百七十四号まで、及び千五百十四号、千五百九十六号、千六百二二号は、岡山県内におけるそれ〴〵玉島、長尾町、総社町、片山町、伊部町、倉敷市、琴浦町、高梁町のものであり、請願第四百三十三号、千四百四十六号、千四百四十七号は、鳥取県内におけるそれ〴〵江津町、(これは二件でございます)益田町からのものであります。請願第四百九十一号から千四百九十五号までの五件は、山口県内におけるそれ〴〵右田村、下関市、東岐波村、萩市、和木村からのものであります。次に九州地方からの請願でございますが、請願第四百四十八号、千四百六十七号、及び千四百八十三号から千四百九十号までの請願は、福岡県内におけるそれ〴〵糸島郡一円、草野町、及び福岡県一円、飯塚市

並びに早良郡一円、甘木町、京都郡一円、筑城、八津田西村、山口村、上津荒木村ほか四か村からのものであり、請願第四百九十六号から千四百九十八号、及び千六百二十号から千六百二十三号、千六百二十六号、千六百六十三号は長崎県の有川町、南松浦郡一円、富江町、及び五島列島内の青方町、魚目村、北魚目村、浜ノ浦、並びに長崎市(これは二件でございます)からのものであります。次に請願第四百八十二号、千四百九十九号、千五百十三号、千五百四十八号、千五百八十二号、千六百九十一号は、それぞれ佐賀県一円、(これは二件でございます)及び伊万里町、鹿兒島県串木野市、大分県臼杵市、鹿兒島県枕崎市、佐賀県唐津市、大分県別府市からの請願でございます。次に四国地方からの請願は二件でございます。請願第五百五号、千六百四十四号は、高知県伊野町、愛媛県西條市からのものであります。以上が各地よりの今回の請願でございますが、ほかに請願第六百八十一号は地域給に關しての一般的な要望でありまして、支給地域区分決定の要素としてSCPSにのみよることのないよう要望しております。

以上の請願のほかは地域給に關して陳情が五件でございますが、陳情第二百九十七号、三百三十六号、三百四十五号、三百七十八号、三百八十五号

官報号外 昭和三十六年五月十九日 参議院會議録第四十二号 議事日程変更の件 鳥取県江津町の地域給に關する請願(二件)外八十三件

は、それ〴〵岡山県の西大寺町、岩手県釜石市、愛知県西浦町、長崎県深堀、香焼村及び奈良県初瀬町からのものであります。

八十二より第八十五までの請願及び日程第九十一より第九十四までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

これら数多くの請願陳情は、それぞれの市町村における物価の実情その他の特殊事情から、現行支給割合を引上げ又は維持し、又は新たに指定されたなどの要望をその主たる内容とするものであります。が、本委員会におきましては、支給地域区分に関する法律の立案審議にあたり、でき得る限り正確な結論を以て、当該地方の要望を十分考慮しつつ再検討することが妥当であるとする意味において、その願意を採択すべきものと認め、又速かに政府をして十分研究の上、所要の措置をとらしめる必要があると認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員会理事森崎隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔森崎隆君登壇、拍手〕

〇森崎隆君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、委員会の審査の経過並びに結果を委員長に代りまして御報告申し上げたいと思ひます。先ず日程第八十二の未復員者給與法の適用範圍拡大に関する請願五件であります。これは未復員者給與法の適用範圍を拡大して、極度に生活に困難している復員患者の生活改善を図りたいとの趣旨であります。日程第八十三は、海外抑留同胞救出記念切手発行に関する請願三件であります。これは未だ帰らざる同胞の引揚促進運動資金確立のため、同胞救出記念切手を発行せられたいとの趣旨でございます。日程第八十四は、未帰還者留守家族の生活援護に関する請願七件であります。これは、未帰還者の留守家族は、現在、物心両面に亘りまして非常に困窮しているの、未復員者給與法

及び特別未帰還者給與法を大幅に改正して、留守家族の援護施策を徹底して行われたいとの趣旨であります。日程第八十五は、未復員者給與法中一部改正に関する請願であります。これは傷病恩給或いは一時恩給を下附された者の治療生活を維持するため、療養補償の増額、療養期間の延長、療養中の手当金の支給等、未復員者給與法の一部を改正せられたいとの趣旨であります。日程第九十一は、未復員者の諸給與引上げに関する陳情であります。これは留守家族の生活安定のため未復員者給與法及び特別未帰還者給與法を大幅に改正せられたいとの趣旨であります。日程第九十二は海外抑留同胞救出等に関する陳情であります。これは同胞の引揚完了について徹底した施策をなすと共に留守家族の生活を擁護せられたいとの趣旨であります。日程第九十三は未帰還者留守家族の生活援護に関する陳情であります。これは未復員者給與法及び特別未帰還者給與法を改正して、留守家族の生活を援護せられたいとの趣旨であります。日程第九十四は海外抑留同胞引揚完了促進に関する陳情であります。これは未だ帰らざる同胞の引揚が完了するよう施策せられたいとの趣旨であります。

以上の請願及び陳情につきまして、委員会におきましては慎重審査の結果、その趣旨いずれも妥当なものと認めまして、全会一致を以て採択の上、議院の議決を要し、内閣に送付すべきものと決定した次第でございます。以上御報告申し上げます。

〇議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〇議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

情

出席者は左の通り。

議長

副議長

議員

結城 安次君	山川 良一君
村上 義一君	溝口 三郎君
前田 穰君	藤森 貞治君
藤野 繁雄君	早川 慎一君
波多野林一君	野田 俊作君
徳川 宗敬君	伊達源一郎君
高橋 道男君	高橋龍太郎君
高木 正夫君	鈴木 直人君
新谷三郎君	島村 軍次君
西郷吉之助君	高良 とみ君
小林 政夫君	小宮山常吉君
桶見 義男君	木下 辰雄君
河井 彌八君	柏木 康治君
加藤 正人君	加賀 操君
奥 むめお君	岡本 愛祐君
尾崎 行雄君	小野 哲君
桶瀬 常猪君	長島 銀藏君
木村 守江君	秋山俊一郎君
高橋進太郎君	仁田 竹一君
上原 正吉君	草葉 隆圓君
石川 榮一君	大谷 肇潤君
九鬼紋十郎君	加納 金助君

大矢半次郎君	城	義臣君	原	虎一君	齋	武雄君
植竹 春彦君	岡崎	眞一君	片岡	文重君	吉川末次郎君	
西川甚五郎君	小野	義夫君	山花	秀雄君	松浦	清一君
寺尾 豊君	黒田	英雄君	荒木正三郎君	赤松	常子君	深川榮左エ門君
石坂 豊一君	岩沢	忠恭君	赤松	常子君	山田	節男君
北村 一男君	中川	幸平君	菊田	七平君	田中	一君
小串 清一君	工藤	鐵男君	田中	一君	大隈	信幸君
小杉 繁安君	飯島通次郎君		小笠原二三男君		岩男	仁藏君
伊藤 保平君	赤澤	與仁君	駒井	藤平君	境野	清雄君
赤木 正雄君	廣瀬與兵衛君		須藤	五郎君	稻垣	平太郎君
野田 卯一君	重宗	雄三君	中村	正雄君	須藤	傳一君
大野木秀次郎君	加藤	武徳君	木村	禰八郎君	堂森	芳夫君
長谷山行敏君	松平	勇雄君	重盛	壽治君	東	隆君
平井 太郎君	白波瀬	米吉君	小林	亦治君	相馬	助治君
山縣 勝見君	安井	謙君	三浦	辰雄君	椿	繁夫君
山本 米治君	岡田	信次君	堀木	鎌三君	堀木	清次君
愛知 揆一君	滝井治三郎君		堂森	芳夫君	内村	清次君
石村 幸作君	三好	始君	重盛	壽治君	栗山	良夫君
池田宇右衛門君	入交	大藏君	堂森	芳夫君	木下	源吾君
島津 忠彦君	山崎	恒君	堂森	芳夫君	上條	愛一君
深川タマエ君	木内キヤウ君		堂森	芳夫君	森崎	隆君
鈴木 恭一君	大島	定吉君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
郡 祐一君	川村	松助君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
竹中 七郎君	谷口弥三郎君		堂森	芳夫君	森崎	隆君
油井賢太郎君	山田	佐一君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
堀 末治君	櫻内	義雄君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
泉山 三六君	平岡	市三君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
小林 英三君	栗栖	經夫君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
林屋龜次郎君	鬼丸	義齊君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
村尾 重雄君	青山	正一君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
清澤 俊英君	カニエ邦彦君		堂森	芳夫君	森崎	隆君
藤原 道子君	若木	勝藏君	堂森	芳夫君	森崎	隆君
永井純一郎君	三橋	八次郎君	堂森	芳夫君	森崎	隆君

[illegible]

定價 一部 六円五十銭
送料 実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町
電話 二 印 刷 局
振替東京一九〇〇〇 官報課